（映像と音声の送受信による通話の方法による裁定委員の関与）

第四十一条の二　裁定委員会は、相当と認めるときは、審問の期日における手続を行う場所と異なる場所に所在する裁定委員（裁定委員長を除く。）を、各裁定委員及び当事者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審問の期日における手続に関与させることができる。

２　前項の手続を行つたときは、その旨を審問の調書に記載しなければならない。

（映像と音声の送受信による通話の方法による審問）

第四十一条の三　裁定委員会（前条第一項の規定により手続に関与する裁定委員を含む。以下この条、第四十六条の三及び第四十六条の五において同じ。）は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審問の期日における手続を行うことができる。

［２　略］

３　第一項に規定する方法によつて審問の期日における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

［一　略］

二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

４　前項の手続を行つたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審問の調書に記載しなければならない。

（進行協議）

第四十三条の四　［略］

２　裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、進行協議における手続を行うことができる。

［３　略］

４　第二項に規定する方法によつて進行協議における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

［一　略］

二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

［５　略］

［新設］

（映像と音声の送受信による通話の方法による審問）

第四十一条の二　裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審問の期日における手続を行うことができる。

［２　同上］

３　第一項に規定する方法によって審問の期日における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

［一　同上］

二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

４　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審問の調書に記載しなければならない。

（進行協議）

第四十三条の四　［同上］

２　裁定委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁定委員会及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、前項の規定による協議（以下この条において「進行協議」という。）における手続を行うことができる。ただし、裁定委員会は、映像の送受信が困難であることについてやむを得ない事情があると認めるときは、裁定委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、進行協議における手続を行うことができる。

［３　同上］

４　第二項に規定する方法によって進行協議における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

［一　同上］

二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

［５　同上］